

鎌ヶ谷市
パートナーシップ・
ファミリーシップ届出制度
ガイドブック

やがて
故郷に
変わる街
鎌ヶ谷

鎌ヶ谷市

はじめに

鎌ヶ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは

同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとし、家族として対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束したお二人（同性カップル、事実婚等）が、パートナーシップの関係にあることを市に届け出ることができる制度です。

また、双方又は一方に三親等以内の親族がいる場合、家族として生活する関係にあることを併せて届け出ることができます。

なお、この制度は、婚姻制度による法律上の効力（相続、税の控除等）が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう市が応援するものです。

パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、家族として、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した二者の関係をいいます。

ファミリーシップとは

パートナーシップ関係にある者の双方又は一方の三親等以内の親族を家族とし、協力する関係にあることを、ファミリーシップといいます。

この届出制度でよく使う様式はこちら

- 届出書 : 鎌ヶ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（第1号様式）
▶ 7ページ参照
- 届出証明書 : 鎌ヶ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書（第5号様式）
▶ 9ページ参照
- 証明カード : 鎌ヶ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード（第6号様式）
▶ 9ページ参照

目 次

1	届出をすることができる方（届出要件）	3
2	届出から交付までの流れ	5
3	届出に必要なもの（必要書類）	6
4	届出書の記入例	7
5	本人確認書類の例	8
6	交付書類	9
7	届出証明書及び証明カードの再交付・変更・返還等	10
8	届出事項証明書の交付	11
9	届出の無効	11
10	自治体間の相互連携による継続届出	12
11	よくあるご質問	14
12	参考資料	18

1 届出をすることができる方(届出要件)

届出をされる方は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ☐ 双方がパートナーシップの関係にあること。
- ☐ 双方が成年に達していること。
 - ・ 満18歳以上の方。
- ☐ 双方又は一方が鎌ケ谷市民であること、又は転入を予定していること。

鎌ケ谷市へ転入を予定している場合

届出時は双方とも市外在住で、双方又は一方が市内に転入予定の場合は、市から転入予定受付票（第3号様式）を交付します。その後届出書に記載した転入予定日から14日以内に、住民票の写し等転入したことを証明する書類を添えて、転入完了申出書（第4号様式）を市に提出してください。その際、交付済みの転入予定受付票は返還してください。以上の手続き後、届出証明書及び証明カードを交付します。なお、書類の内容確認のため、転入予定受付票と届出証明書及び証明カードはそれぞれ交付までに2週間程度の日数を頂きます。

- ☐ 配偶者がいないこと。
 - ・ 戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書又は独身証明書で確認します（届出日前3か月以内に発行されたもの）。
 - ・ 外国籍の方は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書、独身証明書もしくはこれに相当する書類（日本語訳を添付）を提出していただくことで確認します。^{※1}
- ☐ 他の方とパートナーシップの関係がないこと。
- ☐ 届出しようとする方同士が、近親者でないこと（次ページを参照）。
- ☐ ファミリーシップの届出をしようとする方は、以上の要件に加え、双方又は一方にファミリーシップの関係にある三親等以内の親族がいること。
 - ・ ファミリーシップの対象者が15歳以上の場合は、対象者本人の署名が必要です。

※個別の事情について相談したい方は、男女共同参画室までご連絡ください。

^{※1} 外国籍の方で、配偶者がいないことを公的機関発行の書類により証明することが難しい場合（取得することで命に関わる可能性がある等）は、男女共同参画室にご相談ください。

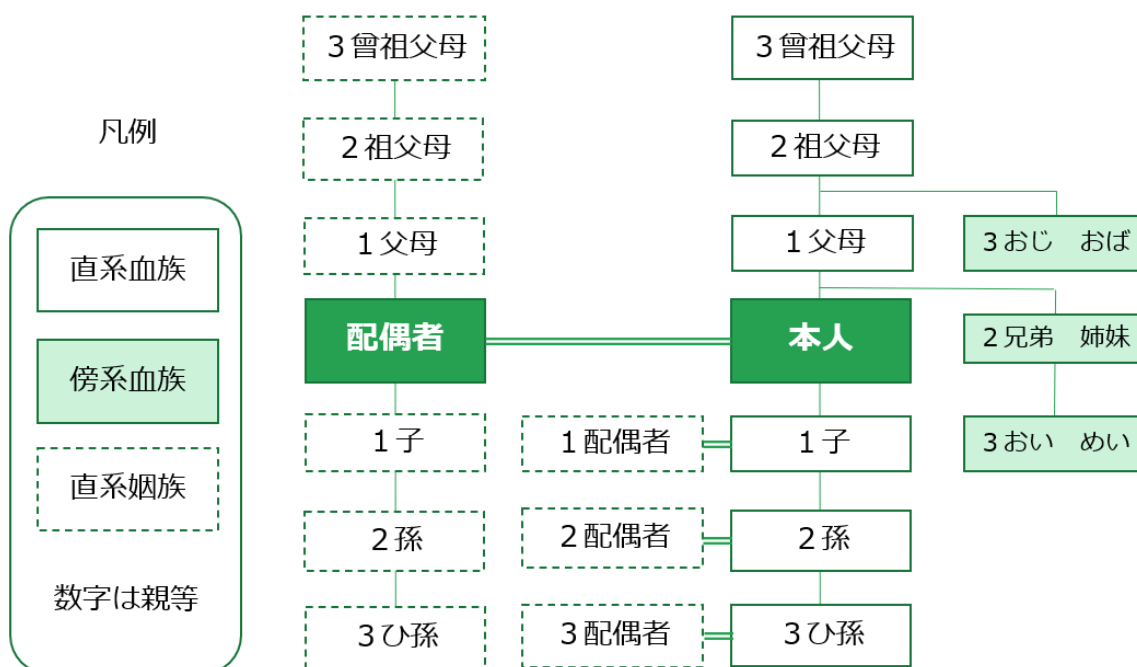
パートナーシップの届出をすることができない関係(近親者)

民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている関係にある方は、届出をすることができません(下図を参照)。

ただし、パートナーシップの関係にある双方が養子縁組をしている場合は届出をすることができます。

民法が規定する婚姻できない親族関係

(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の範囲)



パートナーシップ・ファミリーシップの届出により生じる効果

届出証明書又は証明カードを提示することで新たに可能となる行政サービスや、委任状の手続きが不要となる等、スムーズな窓口対応が可能となる手続きがあります。詳しくは、市のホームページをご確認ください。



市ホームページ

なお、届出をされる方が生活の実態により受給しているサービスがある場合、それらへ影響を及ぼすことがあります。届出前に必ず担当部署へ確認いただくようお願いいたします。

2 届出から交付までの流れ

届出日の予約

※郵送で届け出る場合は予約不要

届出希望日の原則 5 開庁日前までに鎌ケ谷市男女共同参画室へ連絡し、予約してください。届出日時、場所の調整を行います。

【予約方法】

- ・ 電話 047-445-1277 (直通)
- ・ メール danjyo@city.kamagaya.chiba.jp
- ・ 申込フォーム 右の二次元コードからアクセス



【メールに記載いただく事項】

- ① 件名「パートナーシップに関する事前連絡」
- ② 届出者氏名、連絡先（電話又はメール）
- ③ 届出希望日時（第3希望までご記入ください）
- ④ 申請の内容（例：届出について、再交付について、記載事項の変更について等）

- ・ 来庁による届出は市役所開庁時間内（平日午前8時30分から午後5時15分まで、年末年始を除く）のみ受付可能です。
- ・ 予約のお電話は開庁時間内をお願いします。メールと申込フォームは開庁時間外も受け付けておりますが、開庁時間外に届いたものは翌開庁日以降の連絡となります。3開庁日以上経過しても連絡がない場合は、お手数ですが再度お問い合わせください。

届出書等の提出

来庁して届け出る場合

必要書類（6ページ）を持って、あらかじめ指定された場所（個室）へ直接お越しください。

- ・ 出来るだけ双方でお越しください。一方のみが来庁された場合、もう一方へ届出を受理したことを書面で通知します。
- ・ 職員が本人確認を行い、必要書類と届出要件を満たしているかを確認します。
- ・ 代理人による手続きはできません。

郵送で届け出る場合

鎌ケ谷市男女共同参画室宛てに必要書類を送付してください。

- ・ 郵送による届出の場合は、届出を受理したことを双方へ書面で通知します。

成りすまし等の防止の観点から、受理したことの通知は現住所宛てに、市から普通郵便でお送りします。郵送方法についてご希望がある場合、事前にお問い合わせください。

届出証明書・ 証明カードの交付

書類の内容確認のため、交付まで2週間ほどお待ちください。交付書類の用意が出来ましたらご連絡します。

来庁して受け取る場合

本人確認書類を持参の上、あらかじめ指定された場所（個室）へお越しください。届出者のいずれか一方の来庁でも結構です。

郵送で受け取る場合

届出書等の提出の際、レターパック又は必要な額の切手を貼った角2封筒をご用意いただくことで対応可能です。

角2封筒、届出証明書2枚、
証明カード2枚で約60グラムです。

3 届出に必要なもの(必要書類)

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ届出書(第1号様式)

様式は鎌ケ谷市のホームページからダウンロードできます。男女共同参画室の窓口にもあります。

(2) 本人確認書類(8ページ参照) ※2

(3) 現住所を確認できるもの※3(次のうち一点)

- ・ 届出書に記載する全ての方の住民票の写し※4(3か月以内に発行されたもの)
- ・ マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(有効期間内のもの)であって、住所が記載されているもの

(4) 配偶者がいないことを証明する書類(次のうち一点)

- ・ 戸籍個人事項証明書又は戸籍全部事項証明書(3か月以内に発行されたもの)
- ・ 独身証明書、その他現に婚姻をしていないことを証明する書類(3か月以内に発行されたもの)
- ・ 外国籍の方は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書、独身証明書もしくはこれに相当する書類(日本語訳を添付)。 ※5

(5) ファミリーシップの届出を希望する場合

- ・ パートナーシップ届出者の三親等以内の親族であることを証明する書類(続柄入りの住民票の写し等) ※6
- ・ ファミリーシップの対象者が15歳以上の場合は、対象者本人の署名が必要です。

(6) 郵送で届出証明書及び証明カードの受け取りを希望する場合

- ・ レターパック又は必要な額の切手を貼った角2封筒 ※7

郵送で届け出る場合の宛先

〒273-0195 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1 「鎌ケ谷市役所 男女共同参画室」宛て

通称名の使用を希望される方へ

社会生活上、日常的に使用している氏名(通称名)がある方については、希望により届出証明書及び証明カード表面へ記載することが出来ます。表面に通称名を記載した場合、原則として届出証明書及び証明カード裏面に戸籍名(外国籍の方等の場合にあっては、戸籍名に準ずるもの)を記載します。

(本届出証明書及び証明カードを使用する諸手続きにあたって、第三者が容易に本人同一性を確認できることを目的としています。) 通称名のご希望がある方は、ご相談ください。

※2 来庁による届出で一方が来庁する場合、お越しにならない方の本人確認書類の写しも持参してください。郵送による届出の場合は、双方の本人確認書類の写しを提出してください。

※3 (2)で確認ができる場合は、別途提出する必要はありません。

※4 原則、個人のもの。ただし届出書に記載する方が同じ世帯の場合は、全員のもの1通で結構です。

※5 用意することが難しい場合(取得することで命に関わる可能性がある等)は、男女共同参画室にご相談ください。

※6 (3)又は(4)等で確認ができる場合は、別途提出する必要はありません。

※7 簡易書留等での受け取りを希望される場合、希望の郵送方法をメモ等で分かるようにした上、必要な額の切手を同封してください。

4 届出書の記入例

第1号様式（第4条関係）

令和7年 4月 1日

鎌ヶ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

（宛先）鎌ヶ谷市長

私たちは、鎌ヶ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を届け出ます。

また、同要綱の内容を了承し、遵守します。

○パートナーシップに係る届出
互いを人生のパートナーとし、家族として、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した関係であること。
○ファミリーシップに係る届出
パートナーシップ関係にある者の双方又は一方の三親等以内の親族を家族とし、協力する関係であること。

	届出者	届出者
ふりがな	かまがや ○○○	はつとみ △△△
氏名 (自署)※1	鎌ヶ谷 ○○○	初富 △△△
ふりがな		
通称名の場合、 戸籍上の氏名※2	(↑が通称名の場合は記載)	(↑が通称名の場合は記載)
生年月日	1990 年 1 月 X 日	1990 年 2 月 X 日
住 所	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-0-0	東京都新宿区△△△△△△
電話番号	090-1234-xxxx	080-5678-xxxx
メールアドレス	○○○○@○○○.ne.jp	△△△@△△△.com
その他		

※1 来所した方が一方のみであるときは、届出を受領した後、もう一方の方に届出を受領したことを通知します。

※2 通称名を使用する場合は、必ず記載してください。届出証明書及び証明カードの裏面に戸籍上の氏名が記載されます。なお、外国籍等の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

三親等以内の親族をファミリーシップとして届け出る場合は、記載してください。

ファミリーシップ対象者（三親等以内の親族）※1 5歳以上の方は自署				
	届出者	届出者	届出者	届出者
ふりがな	かまがや□□	はつとみ◇◇◇		
氏 名	鎌ヶ谷□□	初富◇◇◇		
生年月日	2020年 3 月 X 日	1965年 4 月 X 日	年 月 日	年 月 日
住 所	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-0-0	千葉県千葉市◇◇◇		
届出者との関係 ※該当する□に✓	☒ 子 ☐ 親 ☐ その他 ()	☐ 子 ☒ 親 ☐ その他 ()	☐ 子 ☐ 親 ☐ その他 ()	☐ 子 ☐ 親 ☐ その他 ()

（裏面もご記入ください）

5 本人確認書類の例

各種手続きを来庁して行う場合は、来庁される方の本人確認書類をお持ちください。来庁による届出で一方が来庁する場合、お越しにならない方の本人確認書類の写しも持参してください。郵送による届出の場合は、双方の本人確認書類の写しを提出してください。

本人確認書類が提示されないときや、口頭での詳細な質問にご協力いただけないときは、手続きができない場合があります。

A 1点でよいもの

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ☐ 運転免許証 | ☐ 運転経歴証明書 |
| ☐ 旅券（パスポート） | ☐ マイナンバーカード |
| ☐ 在留カード・特別永住者証明書 | ☐ 障害者手帳・療育手帳 |
- など



B 2点必要なもの

- | | |
|---|-------------------------------|
| ☐ 健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者証または資格確認書 | |
| ☐ 介護保険被保険者証 | ☐ 年金証書 |
| ☐ 共済組合員証書 | ☐ 恩給証書 |
| ☐ 基礎年金番号通知書または年金手帳 | など |

C Bの確認書類が2点ない場合

Bのいずれか1点+以下のいずれかのもの

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 学生証 | ☐ 社員証 |
| ☐ 預金通帳 | ☐ キャッシュカード |
| ☐ クレジットカード | ☐ 診察券 |
- など



- ・ 写真を貼付した証明書については、割印その他改ざん防止のための加工があり、発行者または代表者の押印があるもの。
- ・ 有効期限のあるものは、期限内のもの。
- ・ 運転経歴証明書は、平成24年4月1日以降に交付されたもの。

6 交付書類

パートナーシップ・ファミリーシップの届出が受理された場合、下記の2つの書類を、届出者双方にそれぞれ1部交付します。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書 (A4 サイズ)

見本 (表・裏)

表

第5号様式 (第6条関係)

【交付番号】第 号
【交付日】 年 月 日

鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書

届出者 届出者
ふりがな 氏名 氏名

特記事項

届出日 年 月 日

上記の者が、鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、互いをパートナー及びファミリーとして、次に掲げる事項の届出がなされ、これを受領したことを証明します。

☐ パートナーシップに係る届出
互いを人生のパートナーとし、家族として、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した関係であること。
☐ ファミリーシップに係る届出
パートナーシップ関係にある者の双方又は一方の三親等以内の親族を家族とし、協力する関係であること。

鎌ケ谷市長 印

※本証明書を使用する際には、裏面の注意事項等を参照してください。

裏

注意事項

1 この証明書は、鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱の趣旨に従って利用すること。

2 届出者は、次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出る。

(1) 住所、氏名その他届出時に提出した書類の記載に変更があったとき。

(2) パートナーシップの関係を解消したとき。

(3) 双方とも市民でなくなったとき。

(4) パートナーの一方が死亡したとき。

(5) その他、届出の要件に該当しなくなったとき。

3 2(2)、(3)、(4)、(5)に該当する場合は、この証明書を市長に返還すること。ただし、特段の理由があるときはこの限りではない。

この証明書の提示を受けた方へ

鎌ケ谷市は、「誰もが平等に尊重され、自分らしさを発揮し活躍できるまち鎌ケ谷」の実現を目指すため、この証明書を発行しています。

市民や事業者の皆様には、このパートナーシップ・ファミリーシップの趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、この証明書に記載された内容は個人情報です。ご本人の同意なく口外することのないようにご注意ください。

1 パートナーシップとは
互いを人生のパートナーとし、家族として、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した二者の関係をいいます。

2 ファミリーシップとは
パートナーシップの届出にある者の双方又は一方に三親等以内の家族があり、かつ、当該三親等以内の親族を家族とし、協力する関係にあることをファミリーシップといいます。

3 パートナーシップ・ファミリーシップ届出を受けた際に確認した事項

この証明書は、市長に対してパートナーシップ・ファミリーシップの届出をした双方が、下記のすべての事項に該当することが認められた場合に交付されます。

(1) 民法に定める配偶者がいないこと。

(2) 他の者とパートナーシップ関係がないこと。

(3) 民法第734条から第735条までに規定する婚姻をすることができない関係でないこと (双方がパートナーシップ関係にある者であって、養子縁組をしている場合を除く。)

通称名を使用した届出について

以下に戸籍上の氏名 (外国人等の場合は、これに準ずるもの) を記載します。

届出者	届出者
ふりがな	ふりがな
氏名	氏名

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード (携帯用)

見本 (表・裏)

表

鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード

鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第4条第1項に基づき、届出がなされ、これを受領したことを証します。

届出日 年 月 日

本人 パートナー
ふりがな 氏名 氏名

鎌ケ谷市長 印

【交付番号】第 号 【交付日】 年 月 日

裏

この証明カードの提示を受けた方へ

鎌ケ谷市は、「誰もが平等に尊重され、自分らしさを発揮し活躍できるまち鎌ケ谷」の実現を目指すため、この証明カードを発行しています。

市民や事業者の皆様にはパートナーシップ届出制度の趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、証明カードに記載された内容は個人情報です。ご本人の同意なく口外することのないようにご注意ください。

戸籍上の氏名 (通称名を使用している場合)

本人 パートナー
ふりがな 氏名 氏名

特記事項

7 届出証明書及び証明カードの再交付・変更・返還等

以下の手続きを来庁して行う場合は、事前に5ページの方法でご予約ください。必要な書類は市からご連絡いたします。郵送で手続きする場合、必要書類は事前に男女共同参画室へお問い合わせください。

再交付

届出証明書又は証明カードを失くしたり、汚れたり、壊したりしたとき等、再交付を申請する場合は、再交付申請書（第7号様式）を提出してください。

届出事項の変更

次に該当する場合は、記載事項変更届（第8号様式）を提出してください。その際、変更に係る内容が分かる書類を提出してください。届出証明書及び証明カードの変更が必要な場合は、既に交付した届出証明書及び証明カードと引き換えに、変更後の事項が記載された証明書及び証明カードを交付します。

- ・ 氏名、通称名が変わったとき。
- ・ 届出時に通称名の使用を希望しなかった方が、通称名の使用を希望するとき。
- ・ 届出を行った住所やその他記載内容に変更があったとき。
- ・ ファミリーシップ届出者に関する記載内容に変更があったとき。 ※8

届出証明書及び証明カードの返還

次に該当する場合は、返還届（第12号様式）に双方が連署した上で提出し、届出証明書及び証明カードを返還してください。なお、事情があって返還せず持ち続けたい方は、ご相談ください。

- ・ パートナーシップの関係を解消したとき。 ※9
- ・ 届出要件（3ページ参照）を満たさなくなったとき。
- ・ 届出証明書及び証明カードを返還する意思があるとき。
- ・ 双方又は一方が市外へ転出し、双方とも鎌ヶ谷市民でなくなったとき。 ※10
- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ届出者の一方が死亡したとき。 ※11

※8 ファミリーシップ対象者の追加を希望するときは、届出書に記載して提出してください。

※9 返還の手続きが一方の来庁によって行われるときは、返還届を受領した際に、もう一方に対し、返還届を受領したことを通知します（一方が死亡した場合を除きます。）。

※10 転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に市外へ住所を変更する場合を除きます。また、連携自治体に転出し、継続申告する場合を除きます。（詳しくは12ページを参照）

※11 もう一方の届出者及びファミリーシップ対象者がファミリーシップの継続に同意している場合は、ファミリーシップを継続することができます。この場合、既に交付した届出証明書及び証明カードと引き換えに、死亡者氏名を削除した届出証明書及び証明カードを交付します。死亡者氏名の削除を希望しない場合は、ご相談ください。

ファミリーシップの氏名の削除

次に該当する場合は、ファミリーシップ届出証明書等に関する申立書（第11号様式）にご記入の上、提出してください。

- ・ 届出証明書及び証明カードにファミリーシップとして氏名を記載された子で、満15歳に達した日以後に、氏名の削除を希望するとき。
- ・ 届出証明書及び証明カードにファミリーシップとして氏名を記載された三親等以内の親族で、氏名の削除を希望するとき。

削除の申立書が提出されたときは、パートナーシップ届出者に対して、氏名削除の申立てがあったことを通知します。その後、既に交付した届出証明書及び証明カードと引き換えに、申立者の氏名を削除した届出証明書及び証明カードをパートナーシップ届出者に対して交付します。

8 届出事項証明書の交付

届出事項証明書（第10号様式）は、パートナーシップ届出者及びファミリーシップ対象者が交付を申請できます。希望する場合は、届出事項証明申請書（第9号様式）を提出してください。

申請手続きを来庁して行う場合は、事前に5ページの方法でご予約ください。必要な書類は市からご連絡いたします。郵送で手続きする場合、必要書類は事前に男女共同参画室へお問い合わせください。

届出事項証明書作成のため、交付まで2週間ほどお待ちください。交付書類の用意が出来ましたら、申請者へご連絡します。

9 届出の無効

次に該当する場合は、届出を無効とします。無効となった場合、届出証明書及び証明カードを返還してください。

なお、返還を求めた日から遅滞なく返還されないときは、当該届出証明書及び証明カードの交付番号を鎌ヶ谷市ホームページにおいて公表します。

- ・ 届出要件に該当しないことが判明したとき。
- ・ 偽り、その他の不正な方法により届出をし、届出証明書及び証明カードの交付を受けたとき。
- ・ 届出証明書及び証明カードを不正に利用したとき。

10 自治体間の相互連携による継続届出

鎌ケ谷市と「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定」を締結している自治体、又は「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」へ加入中の自治体（以下、合わせて「連携自治体」と言います。）との間で転入・転出する場合、手続きを一部省略した形で、パートナーシップ・ファミリーシップ継続届出を行うことができます。

なお、連携自治体の一覧については、鎌ケ谷市のホームページでご確認ください。



市ホームページ

鎌ケ谷市から連携自治体へ転出する場合

継続届出の流れ

- (1) 転出届を提出されましたら、男女共同参画室へその旨をご連絡ください。^{※12}
鎌ケ谷市に対し、届出証明書及び証明カードを返還する必要はありません。^{※13}
- (2) 転出先の自治体で継続届出の手続きを行ってください。手続きの方法は各自治体によって異なりますので、転出先の自治体へお問い合わせください。
- (3) 転出先の自治体での継続届出の手続きが完了すると、転出先の自治体から鎌ケ谷市に対し、継続届出があった旨が通知されます。このとき、届出者から鎌ケ谷市に対してのお手続きは特にありません。

連携自治体から鎌ケ谷市に転入する場合

継続届出の流れ

- (1) 来庁して手続きする場合は、届出を希望する日の原則 5 開庁日前までに、5 ページの方法で予約をしてください。
- (2) 来庁して手続きする場合は、予約した日時に継続届出の必要書類をお持ちの上、あらかじめ指定された場所（個室）へお越しください。届出者の一方のみの来庁でも

^{※12} ご連絡はお電話、メール等で結構です。連絡先の番号、アドレスは、5 ページの【予約方法】に記載されているものと同じです。

^{※13} 転出先の自治体でパートナーシップ・ファミリーシップ制度の継続届出をしない場合は、鎌ケ谷市に対し、届出証明書及び証明カードを返還する必要があります。

結構です。郵送で手続きする場合は、6ページの「郵送で届け出る場合の宛先」へ必要書類一式をお送りください。

- (3) 必要書類を市職員が確認し、不備等がない場合、継続届出が完了します。
- (4) 届出証明書及び証明カードは、パートナーシップ届出者の双方に対し、概ね2週間程度で交付します。
- (5) 届出証明書及び証明カードの交付後、交付を受けた方の同意を得た上で、鎌ケ谷市は転出元の自治体に対し、「転出元の連携自治体から鎌ケ谷市に転入があり、パートナーシップ・ファミリーシップ継続届出に基づいて届出証明書及び証明カードを交付した」ことを通知します。このとき、届出者から転出元の自治体に対しての手続きや、鎌ケ谷市に対する追加の手続きは特にありません。

継続届出の必要書類

継続届出には、以下のものが必要となります。現に婚姻していないことを証明する書類は不要です。

- ・ 継続届出書（第13号様式）
- ・ 転出元の自治体で交付されたパートナーシップに関する証明書等
- ・ 現住所を確認できるもの（鎌ケ谷市に転入したことがわかるもの）
- ・ 本人確認書類（8ページ参照）※¹⁴

上記以外に、必要となる書類等の提出を求めることがあります。

留意事項

- ・ 転出元の証明書等を持ち続けたい方は、鎌ケ谷市で無効の措置を行います。
- ・ 継続届出の手続きが完了した後は、届出証明書及び証明カードの交付や再交付、返還等については、「鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」の取扱いに則ります。

※¹⁴ 来庁による届出で一方が来庁する場合、お越しにならない方の本人確認書類の写しも持参してください。郵送による届出の場合は、双方の本人確認書類の写しを提出してください。

11 よくあるご質問

Q 1 結婚制度とパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度との違いは何ですか。

A 結婚は、民法に基づく制度であり、相続権や税金の控除、親族の扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方で、鎌ケ谷市が実施する「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」は、市独自の制度として実施するため、法的な効力はありません。本制度はパートナーシップ及びファミリーシップ関係にある方々の届出を市が尊重し、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう市が応援するものです。制度の導入をきっかけとして、多様なパートナーシップや家族の在り方に対する社会的な理解が深まり、それらの関係性を尊重する取り組みが広がっていくことを期待しています。

Q 2 制度の利用に費用はかかりますか。

A 制度の利用や証明書等の交付に費用はかかりません。ただし、届出の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。また、郵送での手続きを希望する場合は、郵送料を負担いただきます。

Q 3 届出のための書類はどこで入手できますか。

A 男女共同参画室の窓口又は鎌ケ谷市のホームページからダウンロードできます。

Q 4 同性カップルでないと届出できませんか。

A 性別を問いませんので、要件を満たしていればどなたでも届出できます。

Q 5 同居していなくても届出をすることはできますか。

A 同居していなくても届出は可能です。

Q 6 外国籍の場合も届出できますか。

A 外国籍の方も届出を行うことができます。外国籍の方の場合は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）を提出してください。なお、事情があ

って提出できない場合は、配偶者がいないことを証明する届出供述書（第2号様式）に記入し、提出してください。届出供述書は鎌ヶ谷市のホームページからダウンロードできます。

Q 7 海外で同性婚をしていると届出できませんか。

A 届出しようとする方が海外で同性婚をしている場合も、届出をすることができます。なお、一方又は双方が外国籍の場合は、届出の際に必要な婚姻要件具備証明書等に代えて、当該国での結婚に係る証明書（日本語訳を添付）を提出してください。

Q 8 養子縁組をしている場合は届出できませんか。

A 同性間でパートナーシップの関係にある養子縁組の場合は、届出をすることができます。

Q 9 戸籍名を記載しないようにできますか。

A 通称名を使用した場合、原則として届出証明書及び証明カードの裏面に戸籍に記載されている氏名を記載します。事情により記載事項のご希望がある場合は、ご相談ください。

Q 10 鎌ヶ谷市に住んでいなくても届出をすることはできますか。

A 双方又は一方が市内に転入予定であれば届出可能です。双方とも市外在住の場合、届出から2週間程度で市から転入予定受付票（第3号様式）を交付します。その後、届出書に記載した転入予定日から14日以内に、住民票の写し等転入したことを証明する書類を添えて、転入完了申出書（第4号様式）を提出してください。その際、交付済みの転入予定受付票は返還してください。以上の手続き後、届出証明書及び証明カードを交付します。

Q 11 届出証明書及び証明カードはすぐに交付されますか。

A 届出証明書及び証明カードの即日交付はできません。お手続き後、届出要件の確認や届出証明書及び証明カードの作成に時間を要するため、概ね2週間程度かかります。事情がある場合はご相談ください。

Q 1 2 他の人に代理で届出をしてもらうことは可能ですか。

A 代理の届出はできません。事情がある場合はご相談ください。

Q 1 3 届出書の代筆はできますか。

A 自署できない場合、代筆いただくことが可能です。届出書の「その他」欄に、代筆した旨をご記入ください。

Q 1 4 平日以外の希望する日や時間に届出できますか。

A 来庁による届出ができるのは、市役所開庁時間内（平日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで、年末年始を除く）のみです。

郵送による届出については Q 1 5 をご覧ください。

Q 1 5 郵送で手続きをすることは可能ですか。

A 郵送による届出、届出証明書及び証明カードの受取りが可能です。

届出の際は、必要書類を 6 ページに記載の宛先へ郵送してください。なお、届出書（第 1 号様式）の届出日については、ポストに投函する日付を記入してください。

郵送で証明書等を受け取る場合は、「レターパック」又は「必要な額の切手を貼った角 2 封筒」に宛先を記入したものを、届出の際に併せて提出してください。

Q 1 6 プライバシーは守られますか。

A 各種手続きを来庁して行う場合は必ず事前に予約をしていただきます。鎌ヶ谷市から待ち合わせ場所の個室をお伝えしますので、来庁されましたら指定された個室でお待ちください。男女共同参画室の職員が対応します。市職員にはプライバシーについて守秘義務が課されていますのでご安心ください。

Q 1 7 届出をすると戸籍や住民票の記載は変わりますか。

A 届出のみでは変更されませんが、ご希望の方は、住民票の世帯主との続柄を「縁故者」に変更することができますので、お申し出ください。なお、戸籍の記載は変わりません。

Q 1 8 届出をすることで、どのようなサービスが受けられますか。

A 鎌ケ谷市の一部の手続きやサービスについて、届出をされた方が利用可能になるものや手続きが円滑に行われるものがあります。民間事業者や市民の皆さまに対しても、制度の趣旨をご理解いただき、利用できるサービスが広がっていくよう周知啓発に努めてまいります。なお、届出をされる方が生活の実態により受給しているサービスがある場合、それらへ影響を及ぼすことがあります。届出前に必ず担当部署へ確認いただくようお願いいたします。

Q 1 9 届出をすることで、医療機関でどのような対応を受けられますか。

A 家族と同様の関係として面会や手術の同意を認めている場合がありますが、各医療機関の判断となりますので、事前に確認していただくことをおすすめします。

Q 2 0 市外に転出するときはどうしたらいいですか。

A 一方が市外へ転出する時は、記載事項変更届（第 8 号様式）を提出してください。双方とも市外に転出する場合は、届出の要件を満たさなくなりますので、返還届（第 1 2 号様式）を提出の上、届出証明書及び証明カードを返還してください。なお、事情があって返還せず持ち続けたい方はご相談ください。

※連携自治体へ転出する場合は 1 2 ページ参照

Q 2 1 連携自治体から鎌ケ谷市へ転入する予定ですが、転入する前でも継続届出できますか。

A 転入前でも継続届出していただけます。双方とも市外在住の場合、届出から 2 週間程度で市から転入予定受付票（第 3 号様式）を交付します。その後、届出書に記載した転入予定日から 1 4 日以内に、住民票の写し等転入したことを証明する書類を添えて、転入完了申出書（第 4 号様式）を提出してください。その際、交付済みの転入予定受付票は返還してください。以上の手続き後、届出証明書及び証明カードを交付します。

Q 2 2 パートナーシップ関係を解消した場合はどうすればいいですか。

A パートナーシップ関係を解消した場合は、返還届（第 1 2 号様式）を提出し、届出証明書及び証明カードを返還してください。

Q 2 3 パートナーと法的な関係を築く方法がありますか。

A 結婚に類似した法的な関係性を築く方法として、公正証書により遺言書を作成する方法や、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。詳しくは、公証役場又は行政書士にお問い合わせください。

Q 2 4 成りすましや偽造等の悪用をされませんか。

A 届出の際は、本人確認書類や独身であることを証明する書類を提出いただきます。また、一方のみが来庁して届出された場合はもう一方へ、郵送により届出された場合は双方へ、届出を受理したことを書面で通知します。これらにより、成りすまし等の悪用を防止します。

なお、届出の要件に該当しないことが判明した場合は当該届出を無効とし、届出証明書及び証明カードの返還を求め、返還されないときは届出証明書及び証明カードの交付番号を鎌ケ谷市のホームページで公表します。

12 参考資料

- ・ 鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱
- ・ 鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（第1号様式）
- ・ 鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ転入予定受付票（第3号様式）
- ・ 鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ転入完了申出書（第4号様式）
- ・ 鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書（第5号様式）
- ・ 鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード（第6号様式）
- ・ 鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書等再交付申請書（第7号様式）
- ・ 鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書等記載事項変更届（第8号様式）
- ・ 鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項証明申請書（第9号様式）
- ・ 鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項証明書（第10号様式）
- ・ 鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書等に関する申立書（第11号様式）
- ・ 鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書等返還届（第12号様式）
- ・ 鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ継続届出書（第13号様式）

鎌ヶ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度ガイドブック

令和7年2月 初版発行

令和7年4月 改訂

発行

鎌ヶ谷市 市民活動推進課 男女共同参画室

〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号

TEL: 047-445-1277 FAX: 047-445-1400

E-mail: danjyo@city.kamagaya.chiba.jp